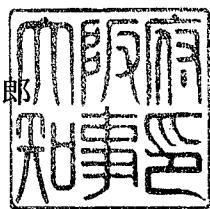


工ネ政第 1698 号  
平成 28 年 11 月 25 日

大阪府環境審議会  
会長 石井 実 様

大阪府知事 松井 一郎



気候変動の影響への適応について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

## (説明)

2014年10月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、温室効果ガスの削減を進めたとしても、今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測しています。このため、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響を軽減する「適応」を進めることが求められています。

国においては、2015年11月に、気候変動による様々な影響に対し、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的・国際的施策を定めた「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。また、「気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）において、気候変動に関する「パリ協定」が2015年12月に採択され、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施が位置づけられました。このパリ協定は、その発効要件を満たし、2016年11月4日に発効しています。

本府においては、2015年3月に策定した「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」）で、地球温暖化による府域への影響把握、影響を軽減するための各種対策の検討と調査研究を内容とした「適応策の推進」の項を国に先立ち追加したところですが、社会環境や自然環境への気候変動の影響リスクが増大する中、着実な「適応策」の推進を図るため、実行計画に府としての「適応」の基本的方向性を盛り込む改定を行い、これを府の「適応計画」と位置づけることとしました。

このため、上述の国等の動きも鑑み、府域における気候変動の影響への「適応」の基本的方向性について、貴審議会の意見を求めるものです。